

関係府省提出資料

通番	ヒアリング事項	府省	ページ
20	介護認定に係る調査事務を委託する際の職員の資格要件の見直し	厚生労働省	1～5
50	海区漁業調整委員会の補欠選挙の実施要件の見直し	農林水産省	6～24
24	介護老人保健施設等に係る未利用国有地の貸付の対象施設の見直し	財務省	25～27
23	介護保険における施設移転に係る住所地特例の見直し	厚生労働省	28～31
25	へき地における管理薬剤師の兼務許可要件の見直し	厚生労働省	32～33
28	再発行事務におけるマイナンバー記入の廃止	厚生労働省	34
4	放課後児童クラブに係る「従うべき基準」等の見直し	厚生労働省	35

要介護認定について

- 制度概要
- 平成30年度地方分権提案について
8月3日地方分権改革提案募集検討専門部会(有識者ヒアリング1R)

老人保健課

介護保険制度における要介護認定制度について

趣旨

- 介護保険制度では、寝たきりや認知症等で常時介護を必要とする状態（要介護状態）になった場合や、家事や身支度等の日常生活に支援が必要であり、特に介護予防サービスが効果的な状態（要支援状態）になった場合に、介護の必要度合いに応じた介護サービスを受けられることができる。
- この要介護状態や要支援状態にあるかどうかの程度判定を行うのが要介護認定（要支援認定を含む。以下同じ。）であり、介護の必要量を全国一律の基準に基づき、客観的に判定する仕組み。

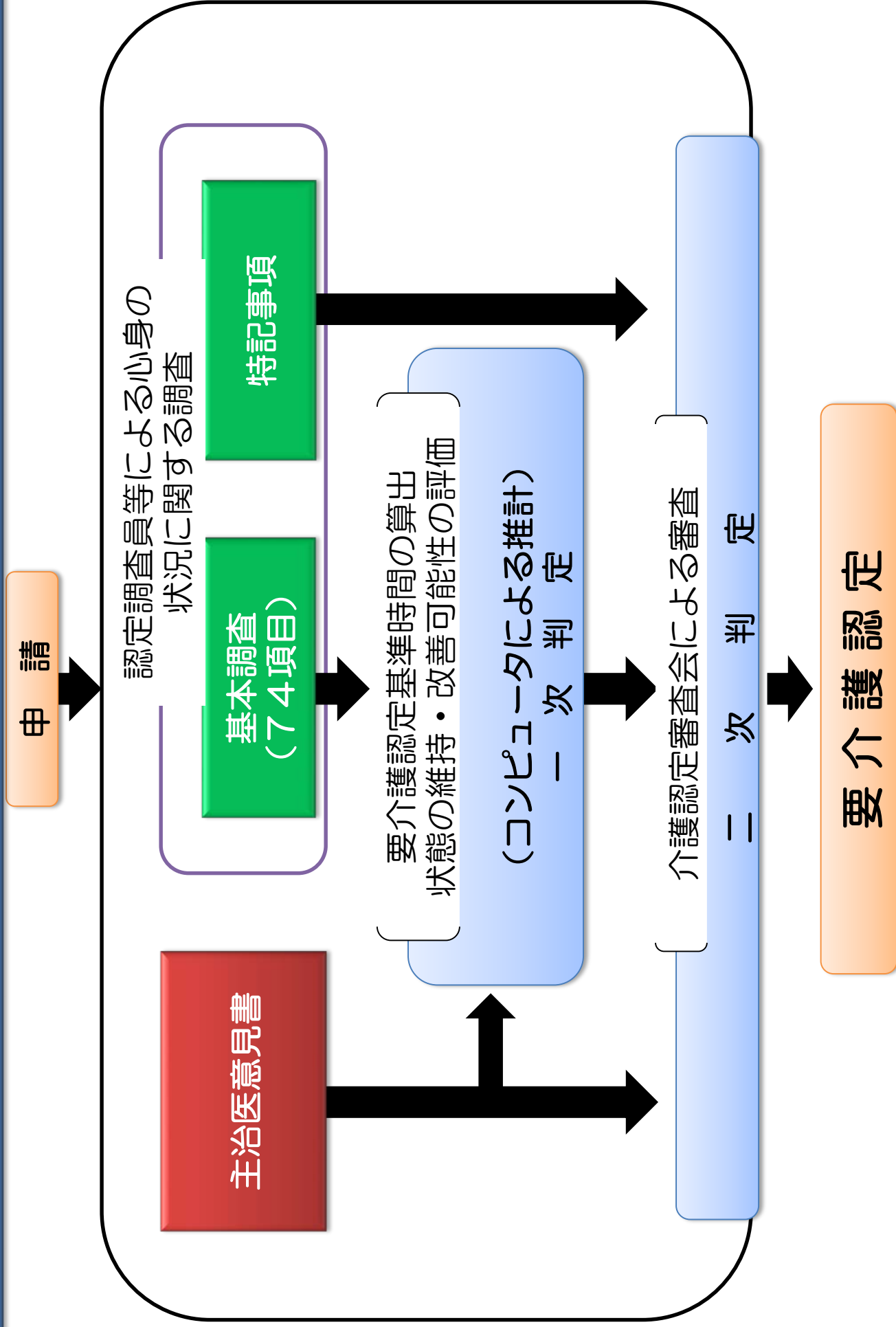
2

要介護認定の流れ

- 要介護認定は、まず、市町村の認定調査員による心身の状況調査（認定調査）及び主治医意見書に基づくコンピュータ判定を行う。（一次判定）
- 次に保健・医療・福祉の学識経験者により構成される介護認定審査会により、一次判定結果、主治医意見書等に基づき審査判定を行う。（二次判定）
- この結果に基づき、市町村が申請者についての要介護認定を行う。

1

要介護認定の流れ

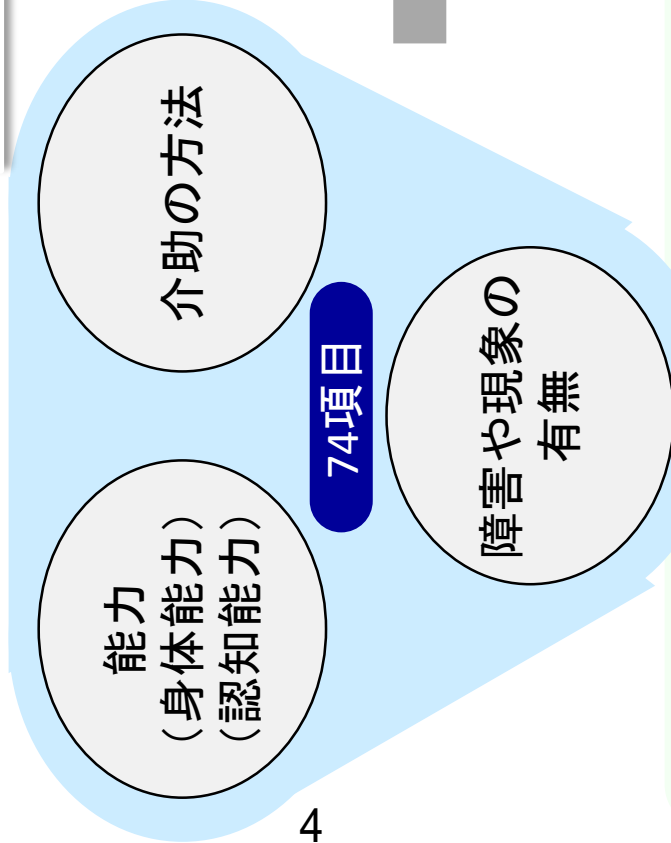


認定調査に基づく一次判定

① 74調査項目の選択肢を選択

② 中間評価項目得点の算出

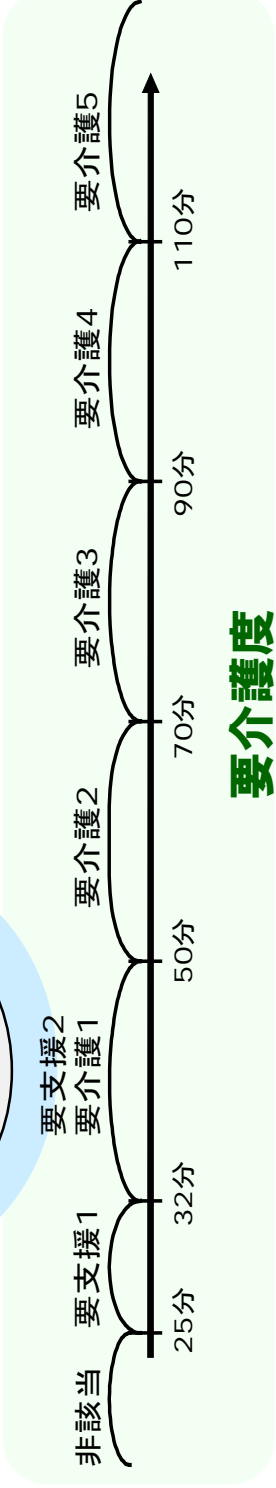
③ 樹形図により、8つの生活場面毎の介助時間を推計



身体機能・起居動作
生活機能
認知機能
BPSD関連
社会生活への適応

- 食事の介助時間
- 移動の介助時間
- 排泄の介助時間
- 清潔保持の介助時間
- 間接の介助時間
- BPSDの介助時間
- 機能訓練の介助時間
- 医療関連の介助時間

要介護認定等
基準時間



④ 8つの介助時間を合計して、要介護認定等基準時間を算定し、要介護度を判定

提案理由全文（所沢市）

※那覇市からも同旨提案あり。内容は重複するので割愛。

- 現在、当市では、社会福祉法人に訪問調査業務（更新・区分変更）を委託している。調査業務を外部委託する場合、調査員の資格が、介護保険法第24条の2第2項による「介護支援専門員その他厚生労働省令で定める者」とあるため、現時点においても、受託者は人材確保に大変、難儀している。
また、次年度以降、指定市町村事務受託法人との訪問調査業務（新規）の委託を検討しているが、ここでも受託者にとって、介護支援専門員の人員確保が支障となる。受託法人委託する際、職員は資格要件が緩和されることで、スムーズな外部委託の実施につながり、行政としても、調査業務を外部へ委託することで、時間外勤務等の人件費削減及び事務の効率化につながる。また、福祉資格や医療資格を持ちながら仕事に就いていない人の雇用促進につながる。
- 本市においても事務受託法人に、更新申請の調査を中心に約1,000件／月の調査を委託している。しかしながら、調査員の多くは居宅介護支援事業所に所属する介護支援専門員であり、それぞれにケアマネジメント業務を持っていることから、これ以上の調査件数の増に対応することは難しいのが現状である。
また、平成30年に介護支援専門員の受験資格から、介護等業務従事者（東京都における合格者の6%程度）の受験資格が消滅したことにより、介護支援専門員の受験者数及び合格者数の減少が考えられ、認定調査業務を行う介護支援専門員数の大幅な伸びは見込めない。2025年には団塊の世代が75歳を迎え、介護保険制度を必要とする被保険者の数が増加すると見込まれる。上記のような理由から、国家資格等を有し、一定の専門知識を有する者については、必ずしも介護支援専門員の資格を必要としない制度改正により、認定調査員の担い手を増やすことが望まれる。
※ 特に病入院中の新規申請や区分変更申請等に対し、看護師や准看護師による認定調査を実施することができれば、退院後の被保険者の生活に備えた、効果的な調査体制になるものと考ええる。
- 本市でも指定事務受託法人に介護認定調査を委託しているが、調査員として採用する介護支援専門員が集まらず、指定事務受託法人では、申請件数の増加を元に想定した採用予定数を下回る状態となっている。また、現在の調査員の高齢化も進んでおり、調査員の安定的かつ継続的な確保も課題となっている。今後の急速な高齢化にも対応できる安定的な介護認定調査業務の実施のため、調査員要件緩和について、至急対応いただきたい。
- 支障事例としては、指定市町村事務受託法人が調査員の募集をかけても、介護支援専門員の資格を有している者からの応募が少なく人材確保が困難であり、認定事務の遅れにつながる。
- 本市においては、原則、直営調査は行わず、新規申請及び変更申請は指定市町村事務受託法人に委託してしる。しかし、本市指定市町村事務受託法人において、年々、調査員の確保が困難になっており、認定調査が大幅に遅れる事態となった。これにより、年度末時点において、未調査数が通常300から500件のところ、平成30年3月31日時点では、約1100件が未調査となり、相互協力で進んでいた他市町村からの新規申請に対する認定調査も、近隣市町村には、自身で調査いただくよう依頼している状況である。認定調査員確保のため、地方自治体が指定市町村事務受託法人に介護認定の訪問調査（新規申請分）を委託する際の調査員の資格要件を介護支援専門員に限らず、国家資格である「社会福祉士」、「介護福祉士」、「介護福祉士」等の福祉資格や、「保健師」、「看護師」、「准看護師」、「理学療法士」等の医療的な資格まで広げ、また、市職員として認定調査を行った市職員OBも可能とするよう要望する。
- 当市は平成30年度から認定調査の一部を事務受託法人しているが、市内社協には受けてもらえず、委託先をプロポーザルにより民間事業者に決定した。しかしながら、全国的に、認定調査を受託可能な民間事業者はほとんどないことから、調査員資格所持者（看護師、保健師、理学療法士、作業療法士または社会福祉士、介護福祉士）まで拡大すれば民間事業者は増えてくると思われる。契約の際にも競争性を持たせることが可能となる。調査員の拡充により、市民への結果通知の日数短縮が見込める。当市が契約している事務受託法人においても人材不足は生じているため、資格拡大により調査員確保は期待できると思う。

水産政策の改革について（ポイント）

水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化を両立させ、漁業者の所得向上と年齢のバランスのとれた漁業就業構造を確立することを目指し、次のような改革を行うこととし、必要な法整備等を速やかに行う。

1 新たな資源管理システムの構築

資源管理については、国際的にみて遜色のない科学的・効果的な評価方法及び管理方法とする。

- 資源評価対象魚種は、原則として有用資源全体をカバー
- 調査体制を抜本的に拡充。また、作業時の各種情報を資源量把握のためのビッグデータとして活用
- 主要資源ごとの資源管理目標として、最大持続生産量（MSY）が得られる資源水準としての「目標管理基準」を設定
- 併せて、乱獲を防止するために資源管理を強化する水準として「限界管理基準」を設定
- 毎年度の漁獲可能性（TAC）を設定。TAC対象魚種は、順次拡大し、早期に漁獲量ベースで8割に拡大
- 個別割当（IQ）を準備が整ったものから順次導入する。漁船の譲渡等と併せてIQの移転を可能とするとともに、IQ超過については、ペナルティ措置を講ずる

2 漁業者の所得向上に資する流通構造の改革

- 水産物流通について、物流の効率化、情報通信技術等の活用、品質・衛生管理の強化、国内外の需要への対応等を強力に推進
- 産地市場の統合・重点化、消費地に産地サイドの流通拠点を確保
- 資源管理の徹底とIUU漁業の撲滅を図る等のため、トレーサビリティの取組を推進

3 生産性の向上に資する漁業許可制度の見直し

- IQ導入など条件の整った漁業種類については、トン数制限など漁船の大型化を阻害する規制を撤廃
- 漁業許可を受けた者には各種報告を義務付けるとともに、資源管理を適切に行わない漁業者・生産性が著しく低い漁業者に対する改善勧告・許可の取消し